

大砂土中いじめ防止宣言

私たちは、いじめを起こさないために 次のことを宣言します。

一、相手の気持ちを考える

未来の自分に誇れる言動をします

一、困った時は一人で抱え込まない

信頼できる人に相談します

一、「おかしいな」と思ったら迷わず助けに入る

友達の些細な変化にも気付きます

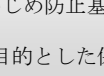
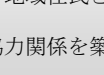
一、それぞれの個性を大切にする

人との違いを受け入れ、尊重し合います

この宣言を心に持ち続け、いじめのない

“ 澁刺と ” した学校をつくることを誓います。

大砂土中学校いじめ予防等のための基本的な方針（準備委員会・職員会議用）

全校で実施		学校いじめ対策		各種いじめ予防に		全校集会		全校の保護者の
		委員会		関する職員会議		いじめ予防強化月間		方との協働
		校内生徒		校内研修による		心と生活の		生徒会が主体となった
		見守り巡回		教師トレーニング		アンケートの分析		いじめ防止宣言の策定
学級で実施		学校いじめ防止基本方針		各学級での		いじめ防止宣言を		
		理解を目的とした保護者会		いじめ予防授業		貼り出し運用する		
教師個人で実施		いじめ発生時は		生徒の活動を		いじめ発生後の		
		即座に全教員が介入		見守る		明確な手続きの周知		
								
地域で実施		地域住民と		学校いじめ対策委員会への		いじめ防止宣言を		
		協力関係を築く		地域住民の参加		広げる支援		
								

I	はじめに	3
II	本校のいじめの問題に対する基本姿勢	3
III	いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）	3
IV	組織	4
V	いじめの予防	5
VI	いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）	7
VII	いじめの対応	8
VIII	重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）	10
IX	研修	11
X	P D C Aサイクル	11
資料	もしも我が子がいじめ被害側になったら	12
	もしも我が子がいじめ加害側になったら	14

※ 本校の学校いじめ予防等のための基本的な方針は、いじめ予防プログラムの機能を有しています。

I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れあるものである。また、いじめに関わった生徒（加害側、観衆、傍観者）も、将来にわたり深刻な影響を受けることが明らかになっている。

学校は「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という基本認識の下、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの予防・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

「さいたま市立大砂土中学校いじめ予防基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」及び国、さいたま市の「いじめ防止等のための基本的な方針」を踏まえ、本校生徒が明るいあいさつと笑顔が溢れ「澁刺と」活動することができるよう、いじめの問題に対する具体的な取り組みについて示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 学校、保護者、地域が連携し、いじめの予防・早期発見・介入支援に取り組むことで、生徒の生活の様々な場面で一貫したメッセージを送り続ける。
- 2 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 3 いじめの早期発見・介入支援（事案対応）をするために特定の職員が情報を抱え込まず、迅速な共有化を図り、いじめ問題の解消に向けて、組織的な対応を行う。
- 4 いじめる生徒に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる生徒が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 5 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、生徒への指導を組織的に行う。
- 6 生徒との信頼関係を構築し、何でも話せる、相談できるという環境づくりを行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続してい

ること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

Ⅳ 組織

1 学校いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

（1）目的

学校におけるいじめの予防及び事案対処等に関する措置を実効的に行うこと

（2）構成員

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、教育相談主任、各学年教育相談担当、校内研修主任、生徒会主担当、養護教諭、さわやか相談員、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、学校地域連携コーディネーター、学校評議員、警察関係者
※必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察官経験者など構成委員以外の関係者を招集し、対応する。

（3）開催

ア 定例会 各学期1回開催

イ 校内小委員会 校内生徒指導部会（毎週水曜日）・校内教育相談部会（毎週木曜日）と兼ねて開催

ウ 臨時部会 必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催

（4）内容

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【予防】

・いじめの予防のため、いじめが起きにくい、いじめを早期解決できる環境づくりを行う。

【早期発見・介入支援】

・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる

・いじめの早期発見・介入支援のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめと捉えることができるか否かの判断を行う

・いじめ被害側の生徒に対する支援、いじめ加害側の生徒に対する指導支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ予防基本方針に基づく各種取組】

・学校いじめ予防基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

・学校いじめ予防基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行

い、学校いじめ予防基本方針の見直しを行う（PDCAサイクルの実行を含む）

2 いじめ対策生徒委員会

（1）目的

いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちにできることを主体的に考え、行動するとともに自らがいじめを許さない集団やいじめが起きない学級・学校を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の具体的な取組を推進する。

（2）構成員

生徒会長、生徒会副会長、生徒会執行役員、生徒会専門委員会委員長、学級委員

（3）開催

評議委員会と兼ねて実施

（4）内容

ア いじめ予防に向けた具体的な取組の企画・立案

イ 具体的な取組の実施

ウ 取組の結果の集約・検証

V いじめの予防

1 全校で実施



（1）校内研修

- ・生徒指導支援、教育相談研修

学校いじめ予防基本方針の読み合わせ、事例研修による実践力の向上

- ・人権教育研修

（2）全校集会

- ・生徒会による、いじめ予防キャンペーンの実施（6月）
- ・生徒会朝礼における生徒会長からの呼びかけ（6月）
- ・学校朝礼における校長講話（6月）
- ・「携帯・インターネット安全教室」を実施し、生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの予防に努める。
（「携帯・インターネット安全教室」の実施）

（3）保護者との協働

- ・いじめは許されない行為であることを、学校と保護者の間で共有する。（いじめの定義の共有）
- ・いじめ対応時の一般的な指導支援の流れを学校と保護者の間で共有する。
- ・予防、早期発見、介入支援（事案対処）において、保護者と協働する内容を共有する。

（4）生徒会活動を通して

- ・さいたま市子ども会議に、小学校と連携して参加する。
- ・いじめ防止シンポジウム参加

- 重篤化するいじめを予防するために、各学級でいじめに関する知識や具体的な対処法等に関する授業を行う。内容は以下に示す通りである。

夏休み前 「LINEでのコミュニケーションを考えよう」

- ・全教育活動を通して「いじめをしない、見過ごさない、許さない、助けを求める」という資質を育むために、全教育活動において道徳的な視点から教育活動を見直し、計画的・意図的な活動を行うよう努める。

- (3) 「人間関係プログラム」を通して

- 年度当初に「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施し、あたたかな人間関係を醸成する。

「相手が元気のでる話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人との関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめ予防に取り組む。

- 全教育活動を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、あたたかな集団づくりに努める。

- 各学級担任が、学級の雰囲気や生徒の状況やスキルの定着度を把握し、あたたかな雰囲気の醸成や個々の生徒への支援を行うなかで、あたたかな集団づくりに努める。

- 生徒が、相談することの大切を理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。また、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。以下、各学年の授業の実施に関して記述する。

- 3年 1学期中に実施（学級担任）

(6) 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して（3年 10月）

3 生徒個人に向けて実施



- ・いじめに関わった全ての生徒(加害側、被害側、傍観者側)は、将来にわたり深刻な影響を受ける。したがって、日常の活動を通して全教員で「いじめは許されない行為である」とはっきりと厳しく伝え、生徒の行動を支援する。具体例として、本校生徒会が策定したいじめ防止宣言を以下に記す。

① 相手の気持ちを考える。

未来の自分に誇れる言動をします。

② 困った時は1人で抱え込まない。

信頼できる人に相談します。

③ 「おかしいな」と思ったら迷わず助けに入る。

友達の些細な変化にも気付きます。

④ それぞれの個性を大切にする。

人との違いを受け入れ、尊重し合います。



4 地域で実施



- (1) 学校いじめ対策委員会における地域住民の参加
- (2) 学校だよりを活用した家庭や地域へのいじめ予防の取組みの広報活動(6月)
- (3) 地域住民との地域巡回による、いじめの予防(年間3回)

Ⅵ いじめの早期発見(アセスメント・状況把握)

○早期発見のポイント

- ・生徒のささいな変化に気付くこと
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

1 全校で実施する早期発見の取組

- (1) 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- ・アンケートの実施

4月・9月・1月(年3回実施)※必要に応じて実施する場合有

- ・アンケートの結果の学年・学校全体で情報共有する。
- ・アンケート結果の活用

結果に応じて面談を行い、その記録を保存する。生徒指導部会・教育相談部会での活用。

- (2) 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- ・情報の集約

簡易アンケートの結果、生徒指導部会・教育相談部会の情報を「いじめに係る状況調査」に反映させる。

- ・いじめ認知後の対応

いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

(3) 教育相談週間の実施

- ・教育相談週間の設定。(4月、9月、1月)年3回。
- ・保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ① 相談窓口の共有(担任・学年担当・学年主任・さわやか相談員等)
 - ② 相談室だよりの発刊
 - ③ さわやか相談員、スクールカウンセラーとの相談

(4) 保護者アンケートの実施

- ・アンケートの実施(7月・10月)年2回実施。
アンケート結果を三者面談で活用する。

2 各学級で実施する早期発見の取組

(1) 健康観察

毎朝、呼名しながら、1人ひとりの表情を確認する 等

(2) 給食

級友から机を離して食べる、係りや当番を押し付けられる、食欲不振、極端な盛り付け 等

(3) 心と生活のアンケート結果の活用

3 生徒個人に向けて実施する早期発見の取組

(1) 授業中

姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノートの書き込み、机の位置 等

(2) 清掃時

独りぼっち、仕事のおしつけがないか 等

(3) 部活動

無断欠席、ペアにならない、雑用をやらされる 等

(4) 登下校

遅刻をよくする、独りぼっち、荷物を持たせられる 等

4 地域からの情報収集による早期発見の取組

(1) 4校連絡協議会(年1回)における情報収集

(2) 学校評議員(年3回)・学校関係者評価委員会(年3回)における情報収集

(3) PTA・澁刺チャレンジスクール指導者からの情報収集

Ⅶ いじめの対応



学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校 長
 - ① 情集を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
 - ② 構成員を招集し、学校いじめ対策委員会等を開催する。
 - ③ 関係機関との連絡・調整を行う。
- 教 頭
 - ① 情報の集約・整理を行う。
 - ② 情報に基づき、今後の対応や役割分担を確認する。
 - ③ 関係機関との連絡・調整を行う。
- 教務主任
 - 教頭を補佐し、情報を集約・整理を行う。
- 担任・学年担当
 - ① 事実の確認のため、情報収集を行う。
 - ② いじめ被害側の生徒や、いじめの情報提供を行った生徒の安全を確保する。
 - ③ 収集された事実をもとに、更に他の生徒への聞き取りが必要な場合は実施する。
 - ④ いじめ加害側の生徒に対して、自らの行為の責任の自覚を促す支援を行う。
- 学年主任
 - ① 担当する学年の生徒の情報収集を行う。
 - ② 担当する学年の情報共有を行う。
 - ③ 管理職に状況を報告し、指示を仰ぐ。
 - ④ 他学年の生徒が関係する場合、該当学年の学年主任と情報を共有する。
- 生徒指導主任
 - ① 生徒の情報を把握できる体制づくりをする。
 - ② 生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
 - ③ 校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任
 - 収集された情報に基づき、組織的な対応・指導ができるような体制をつくる。
- 特別支援教育コーディネーター
 - ① 問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
 - ② 特別な配慮が必要な生徒が関係する場合、関係者間の連絡・調整を行う。
- 養護教諭
 - 担任をはじめとする各教員と連携し、情報の収集・提供を行う。
- 部活動の顧問
 - 担任と連携し、事実の確認のための情報収集及び支援を行う。
- さわやか相談員
 - ① 担任をはじめとする各教員と連携し、情報の収集・提供を行う。
 - ② 生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラー
 - アセスメントに基づく支援の助言・指導や生徒へのカウンセリング等を行う。

○ 保護者

家庭において、子どもの様子を把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携する。

○ 地 域

いじめの疑いを認めた場合には、直ちに学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

○ 重大事態について

ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。

ア) 学校いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（学校いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、学校いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの予防（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネット・携帯電話等端末を通して行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的・継続的に行う。

1 職員会議

（１）学校いじめ予防基本方針の周知徹底

- ・いじめ問題の予防、問題発生後の迅速な対応・対策をとるために教職員の共通理解・共通行動ができるように周知を図る。

（２）取組評価アンケートの実施、結果の検証

- ・基本方針の見直し・改善について検討する。

2 校内研修

（１）生徒指導と教育相談研修

- ・「いじめ防止指導事例集」（平成２３年４月市教委）を活用した授業実践、公開。

（２）自己指導能力の育成を図る働きかけ（生徒指導の観点）を取り入れた授業づくり

- ・自己存在感を与える
- ・自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する
- ・共感的人間関係を育成する

（３）情報モラルに関する研修

- ・情報モラル、個人情報等について研修を実施（４月）

（４）「ネットいじめ」の内容も包括したいじめ予防研修（年度当初）

- ・「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応する。
- ・さいたま市教育委員会のネットパトロールシステムを活用し、情報担当と連携するとともに、生徒の実態や発達段階に応じて検討する。

X PDCAサイクル



より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているのかを学校いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- ・検証を行う期間：各学期とする

2 「取組評価アンケート」、学校いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- ・「取組評価アンケート」の実施時期：１０月（年１回）
- ・学校いじめ対策委員会の開催時期：年３回（各学期１回）
- ・校内研修等の開催時期：４月、９月（年２回）

いじめが起こる前の時点で「いじめ加害側にも被害側にもなり得ること」「子どもがいじめ関係者になった際に推奨される保護者の行動」を共有しておくことで、いじめを予防する効果があります。

もしも我が子がいじめの被害側になったら

もしもお子さんが「いじめの被害側」だったとしたら、とても悲しい気持ちになるでしょう。保護者としては、我が子を守りたいと強く思うのは、当然のことです。いじめの被害側になり傷ついているお子さんを守るために、下記のような行動をとることが推奨されています。（ここでは、保護者の方にお子さんが学校でのいじめ被害を訴えてきた場合を想定しています）

1. お子さんの「いじめ被害」の話を注意深く聞く

お子さんの「いじめ被害」の話を深刻に捉え、共感しながら、注意深く聞いてください。過剰に反応するのも、過小に反応するのもよくありません。まず、保護者であるあなたが、お子さんの味方であり、お子さんの言葉を真実として受け止めていることを伝えてください。

2. いじめ被害を受けたお子さんを非難しない

いじめ被害の事実を知ると「隙を見せるからやられるんだ」「やり返せばよかった」「違う方法を取ればよかった」などと言いたくなりますが、決して言うてはなりません。お子さんは、勇気を振り絞って、いじめ被害を伝えています。ここで、いじめの被害側になったお子さんを非難することは、お子さんとの関係を引き裂くことになり、お子さんは二度と助けを求められなくなってしまいます。

3. 必要な情報を得る

いじめ行為の事実についての正確な情報を得ます。具体的には「いつ」「どこで」「誰が」「どのような行動でいじめの行動をとったのか」「頻度」です。これらをはっきりさせることが、今後この問題を共に支援していくのに役立ちます。

4. お子さんと一緒に「今回のいじめ」のことは見直す

お子さんは傷ついています。そして、自分の責任ではないかと思っています。しかし、いじめの被害側になった子どもが悪いということは決してありません。（たとえ、いじめの被害側になった生徒がなんらかの問題をもっていたとしても、それを理由にいじめて良いということには決してなりません）

今回、いじめの被害側になったことが、将来大きな傷にならないように、客観的に事実を捉えなおします。客観的な観点から、「あなたが悪いからいじめられたのではない」ことを共通理解し、同じようなことがあったらどうすべきかを考えます。

5. お子さんと一緒に「いじめの被害側」にならないためのスキルを学ぶ

諸外国のいじめ防止プログラムでは、いじめかもしれない出来事に遭ったとき、以下の方法をとることを勧めています。この方法を家庭で確認して、同じようなことが起きたときの対応方法として、練習します。

- ① やめて、と言う（すぐにその場で、ただし無理をしない）
- ② その場を離れる（すぐにその場で）
- ③ 周りの大人に助けを求める（あとから）

困ったら、友達や教員、保護者に助けを求めることを練習します。大人でも困ったときには誰かに助けを求めます。助けを求めることは、悪いことでも、卑怯なことでもありません。それはチクリでも密告でもありません。もし、1人に助けを求めてもうまくいかなかったときは、別の人に助けを求めましょう。助けを求めるときには「いつ」「どこで」「誰から」「何をされたのか」「頻度」「そのときの気持ち」「周りで見ていた人、周りの様子」を伝えます。

6. お子さんが友達の輪の中に入るように励ます

いじめの被害側になる子どもの多くは、友達関係から孤立し、学校の活動に参加しにくくなっていると言われています。お子さんが嫌がっているところを無理強いすることはよくありませんが、保護者として、友達の保護者や教員に事情を話して、お子さんが孤立しない支援の方法を共に考えます。お子さんと一緒に友達の輪に入る方法を練習するのもよい方法です。

7. 具体的ないじめ行為を把握し、必要な人に連絡する

お子さんの受けたいじめ行為の深刻度に関わらず、必ず学校（担任・学年担当・学年主任・生徒指導主任等）に報告してください。お子さんは学校に報告することを嫌がるかもしれませんが、いじめは、その行為が深刻であればあるほど、生徒だけで解決することは困難です。また、お子さんが担任以外の教員に報告したいと考えた時には、その意志を尊重してください。

国立教育政策研究所の調査によると、いじめは、どの学校の、どの教室の、どの子どもにも起こり得るとされています。しかしいじめが子どもに与える影響は大きく、特に被害を受けた子どもの傷つきは深いと言われています。

いじめをなくすためには、保護者と学校が互いに協力し合うことが鍵になります。学校として最大限の努力をしてみますので、どうぞご協力よろしくお願い致します。

もしも我が子がいじめの加害側になったら

もしもお子さんが「いじめの加害側」であると言われたら、とても悲しい気持ちになるでしょう。保護者としては、我が子を守りたいと強く思うのは、当然のことです。

いじめ問題に関わることで、加害側の生徒も将来にわたり深刻な影響を受けることが明らかになっており、そのためにも保護者の方自身が感情的にならず、下記のような行動をとることが推奨されています。

1. 問題を深刻に受け止める

我が子がいじめをしていると聞いたとき、つい「いじめは誰もが経験することだから、大きな問題ではない」と考えたり「単なる悪ふざけを、大きな問題にしすぎる」と学校や他の大人の対応を非難したりしたくなります。しかし、事実を把握する前に、そのように考えてはいけません。「いじめ行為」は大人が考える以上に、子どもにとって深刻です。被害側の子どもの傷つきは将来にわたって続きますが、それと同等に加害側の子どもも深刻な影響を受けます。例えば、今回のことを単なる遊びで片づけてしまうならば、同じような行動を今後もとり返してしまいます。そして、子どもが大きくなればなるほど、状況は深刻になります。

2. 話を注意深く聞いて、事実を確認する

保護者の方がお子さんの1番の理解者であることは大前提ですが、お子さんの話していることの全てを単純に信じてはいけません。いじめの加害側の子どもは、大人を操作することが上手で、自分たちが無邪気に見えるような巧みなストーリーを作り出すことができる傾向があります。

お子さんの将来のためにも、じっくりと話を聞いて（場合によっては、他の子どもやその場にいた人の話も聞いて）、事実が何かを見極めてください。（ただし、事実もその場にいた子どもの人数分だけです）

3. お子さんや保護者自身を非難する気持ちを抑え込む

こうした状況になったからといって、お子さんを叱りつけても、保護者として御自分を非難しても問題を解決することはできません。ここでは、健全な成長のためにも、お子さんがとった行動についての責任を冷静に考えます。

4. お子さんに対して一貫した「いじめ行為を容認しない」態度をとる

保護者の方自身が、いじめの行動（誰かを傷つけること、意地悪をしたり不親切な行動を取ったりすること）を容認しないという一貫した態度をとってください。お子さんがとった行動をしっかりと確認しないまま保護者の方がかばってしまうと、お子さんに対して「間違った行動をしてもOK」というメッセージを与えることになります。

5. お子さんの行動の理由を知る

お子さんが行った「いじめ行動」には必ずなんらかの理由があります。状況を把握できなかったりスキルの問題、環境の影響やストレスの問題など、様々な理由が考えられます。しかし、保護者の方だけでお子さんの行動の理由を見つけ出すことは非常に難しいので、ここは学校の教員、スクールカウンセラーなどに依頼して、共にお子さんを支援していくことが大切です。

6. お子さんに問題解決のスキルや共感することを教える

お子さんに対して、今回と同じような状況になったときに使える、今回とった行動とは別の問題解決の方法を教えます。自分の感情をコントロールしたり、周りの状況を捉えたりすることも含まれますが、主には「話し合い」の方法となります。

また、自分の気持ちだけでなく、相手の気持ちや考え方の枠を考える習慣をつけるために日常生活のいろいろな場面で（例えば一緒に食事をしたりテレビを見たりするとき）、いろいろな人の気持ちについて話し合うようにします。（例：「あなたは、このとき、どういう気持ちだった？じゃあ、相手の〇〇さんは、どう考えていたと思う？」）

7. お子さんとより良い関係を作る

お子さんは、いじめ行動をしてしまったということで、傷ついていることが多いです。場合によっては、自己肯定感（自分を大切に思う気持ち）が低くなってしまっていることがあります。こういうときだからこそ、保護者の方は、お子さんと一緒にいる時間を多くして、楽しい時間を過ごしたり励ましたりしてください。特に、相手を思いやる行動、相手の気持ちに共感する様子については、すぐにほめて、より良い行動を取る自信を身に付けさせてください。

国立教育政策研究所の調査によると、いじめは、どの学校の、どの教室の、どの子どもにも起こり得るとされています。よって、お子さんが「いじめの加害側」になったからといって、「悪い子ども」のレッテルを張られるわけではありません。大切なことは、今回の経験をどう学びに変えていくのかということです。

保護者の皆様には、御心配をおかけしますが、お子さんの将来を第一に指導支援を行っていきますので、どうぞご協力よろしくお願い致します。